

ロゴマーク使用に関するガイドライン

一般社団法人粉体工学会

(目的)

1. このガイドラインは、一般社団法人粉体工学会(以下「本会」という)のロゴタイプおよびシンボルマーク(以下、合わせて「ロゴマーク」という)の使用について必要な事項を定めるものである。

(本会の名称表記におけるロゴタイプ)

2. 本会の和文ロゴタイプ(商標登録第6160109号)による名称表記を以下のように定める。

一般社団法人粉体工学会 (MS ゴシック)

一般社団法人 粉体工学会 (MS ゴシック、法人と粉体の間に半角スペース)

3. 本会の英文ロゴタイプによる名称表記を次のように定める。

The Society of Powder Technology, Japan (Century)

The Society of Powder Technology, Japan (Arial)

4. 和文ロゴタイプおよび英文ロゴタイプを合わせて、ロゴタイプと呼ぶ。
5. 上記の表記およびフォントを基本とし、スタイルは、標準・太字のいずれでも使用できるものとする。サイズおよび色調は指定しない。
6. 文章中では、それぞれ指定のフォントおよびスタイルに従うものとする。

(シンボルマーク)

7. 本会のシンボルマーク(商標登録第6160108号)を次に示す。



- ① サイズは指定しない。色調については指定しない。
- ② 縦横比の変更や変形等、形状変更は認めない。

(使用者の資格)

8. 本会のロゴマークを使用できる者を以下に示す。
 - ① 本会の個人会員、名誉会員、維持会員、事業所会員、賛助会員、図書館会員
 - ② 本会が共催、協賛、後援または支援する団体、その他会長が使用を許可した者

(使用範囲)

9. 本会のロゴマークの使用の範囲を以下に示す。
 - ① 本会が主催、共催、協賛、後援または支援する研究発表会、学術講演会、講習会、見学会などのポスター、要旨集、発表資料、ウェブサイト、その他関連する印刷物、公開物および非営利の商品に使用するもの
 - ② 本会が刊行する学会誌および学術図書に使用するもの

- ③ 本会の個人会員、名誉会員、維持会員、事業所会員、賛助会員、図書館会員が、自己の責任において作成または管理する印刷物、スライド、電子ファイル、ウェブサイト等において本会の名称、本会ウェブサイトへのリンク、本会への謝辞等を掲載するもの
- ④ その他、会長が適当と認めたもの

（使用方法）

10. 本会のロゴマークの使用方法を以下に示す。

- ① シンボルマークおよびロゴタイプは、それぞれ単独あるいは組み合わせて用いるものとする。
- ② シンボルマークとロゴタイプを組み合わせて用いる場合、ロゴタイプをシンボルマークの右側、下側および周囲に円状に配置するものを基本とする。
- ③ シンボルマーク、ロゴタイプともに、斜めに配置することを認めない。

（遵守事項）

11. ロゴマークは本会を象徴するものであり、その使用に当たって、本会の尊厳および品位を損ねることがあってはならない。

（附 則）

このガイドラインは、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

（付 記）

2018年9月1日 制定（理事会承認）

2019年12月7日 改定（理事会承認）